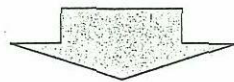


○給付水準の下限50%は、標準的な年金受給世帯についての水準であり、世帯類型や所得によって所得代替率は違ってきます。これは、厚生年金では、所得再分配の機能を持たせることにより、世帯一人当たりの所得の低い世帯に相対的に手厚い給付を行う仕組みとなっていることによるものです。

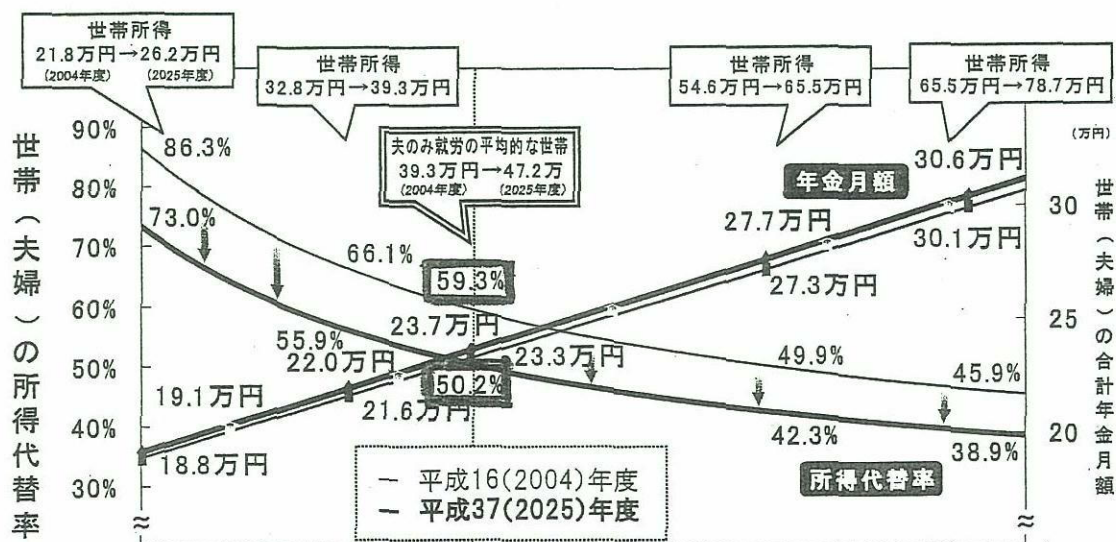


したがって…

- ①世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも高かった世帯の場合
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を下回ることとなります。
- ②世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも低かった世帯の場合
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を上回るることとなります。

○なお、単身世帯については、基礎年金が一人分になりますので、標準的な年金受給世帯と比べれば、相対的に所得代替率は低くなりますが、単身世帯の中で見ると、所得の高い人ほど所得代替率は低く、所得の低い人ほど所得代替率は高くなります。

世帯の所得による所得代替率の変化



○世帯所得は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)です。
 ○2025年度年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値です。
 ○所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)